

| 第1章 | 自動車リサイクル法とフロン回収破壊法との関係 | ページ |
|-----|-----------------------------|-----|
| | 1 | |
| 第2章 | フロン類回収業者の実務概要 | |
| 1. | フロン類回収業者の役割 | 2 |
| 2. | フロン類回収業者の登録 | 3 |
| 第3章 | フロン類回収業者の具体的な実務 | |
| 1. | 使用済自動車の引取り | 4 |
| 2. | フロン類の回収 | 4 |
| 3. | フロン類の引渡し | 5 |
| 4. | フロン類回収料金の支払い | 9 |
| 5. | フロン類年次報告 | 9 |
| 6. | フロン回収破壊法から自動車リサイクル法への移行について | 10 |
| 第4章 | フロン類回収業者の移動報告実務 | |
| 1. | 電子マニフェスト（移動報告）制度の概要 | 12 |
| 2. | フロン類回収業者における移動報告の全体像 | 16 |
| 3. | メニュー選択 | 18 |
| 4. | 使用済自動車の引取報告 | 19 |
| 5. | 使用済自動車の引渡報告 | 20 |
| 6. | フロン類の引渡報告（メーカー直送） | 22 |
| 7. | フロン類の引渡報告（発送拠点経由） | 26 |
| 8. | フロン類再利用車台連絡 | 30 |
| 9. | 確認通知の閲覧 | 31 |
| 10. | フロン類年次報告 | 32 |
| 11. | FAXを利用する場合の実務 | 34 |
| 第5章 | 自動車リサイクルシステムへの事業者登録 | |
| 1. | 事業者登録の目的 | 44 |
| 2. | 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の方法 | 44 |
| 3. | 登録に必要な書類について | 45 |
| 約款 | 約款 | 50 |

第1章 自動車リサイクル法とフロン回収破壊法との関係 -

フロン回収破壊法（カーエアコン部分）については、その枠組みの多くが自動車リサイクル法に引き継がれます。

| 項目 | 自動車リサイクル法（2005年1月1日から） |
|----------|---|
| (1) 登録制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクル法の登録制度に移行 ・自動車リサイクル法の引取業者に移行します。（登録番号の変更があります） ・自動車リサイクル法のフロン類回収業者に移行します。（登録番号の変更があります） ・従来の「自動車フロン引取・破壊システム」から「自動車リサイクルシステム」へ新規に登録が必要です。 |
| (2) 体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・フロン類の引取・破壊は、自動車メーカー等からの委託を受けた団体において一元的に行われますが、その主体は、（財）自動車リサイクル促進センターから有限責任中間法人自動車再資源化協力機構へ変更となります。フロン類回収業者における具体的実務に関しては、概ねフロン回収破壊法時の体制を踏襲することとなります。 |

ただし、以下の変更点については、特にご留意ください。

| 項目 | 自動車リサイクル法（2005年1月1日から） |
|-------------------------------|--|
| (3) 自動車フロン券と 自動車フロン類管理書の廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車フロン券による費用収納方法は廃止され、フロン類のリサイクル料金を原則として新車販売時（既販車は継続検査時等）に預託する方法へ変更されます。 ・自動車フロン類管理書は廃止され、電子マニフェスト（移動報告）制度に一本化されます。 |
| (4) 年次報告の方法の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・フロン回収破壊法では、各事業所における帳簿の記録に基づき、回収量・再利用量・保管量等について、年度終了後3ヶ月以内に都道府県知事等宛てに報告書を提出することになっていましたが、自動車リサイクル法では、電子マニフェスト制度により個々に報告された内容等を利用して、電子マニフェスト制度により年度終了後1ヶ月以内に年次報告を行うこととなります。 |

※ただし、2004年12月31日までに引取業者が引き取ったカーエアコン付使用済自動車に関しては、2005年1月1日以降もフロン類管理書、自動車フロン券および旧方式での年次報告などのフロン類回収破壊法の仕組みに従うことが必要です。

（□フロン回収破壊法から自動車リサイクル法への移行については10ページをご覧ください）